

資料

1 健康都市プログラム関連基本事業一覧表

第五次総合計画		健康都市プログラム関連施策 [※]									
基本事業	基本事業の意図	1-1	1-2	1-3	2-1	2-2	2-3	3-1	3-2	3-3	4
1-1-1 健康増進事業の推進	健康増進事業の推進により、市民の健康増進に関する意識が高まり、健康づくりに取り組む市民が増えています。	○	○		○		○				○
1-1-2 健康相談・保健指導の充実	健康相談や保健指導などの充実により、健康に関する相談や指導が気軽に受けられます。	○	○	○							
1-1-3 早期発見・予防の充実	疾病を早期に発見・予防できています。	○		○							
1-1-4 母子保健の充実	母子保健の充実により、母子ともに健やかに育ち、生活できています。	○		○							
1-1-5 市民参加による健康づくりの推進	健康づくりのための組織づくりが、市民の参加により進められています。	○					○				
1-2-1 高度医療体制の充実	高度医療体制が充実しています。	○									
1-2-2 救急医療体制の充実	救急医療体制が充実しており、緊急時に医療が受けられます。	○									
1-2-3 かかりつけ医制度の普及	かかりつけ医制度の普及により、安心して医療や相談が受けられます。	○	○								
1-2-4 福祉医療費の助成	各種の福祉医療費の助成により、安心して医療が受けられます。	○		○	○						
1-2-5 国民健康保険の健全な運営	国民健康保険制度により、誰もが安心して医療が受けられます。	○									
1-3-1 子育て不安の解消	子育て不安に対して、相談・情報交換できる場や仲間があり、子育てへの不安が軽くなっています。	○	○	○							
1-3-2 保育サービスの充実と施設整備	保育サービスの充実や施設の整備により、安心して子どもを預けられ、働くことができます。		○	○							
1-3-3 地域の子育て支援	子育てにおける地域連帯感が醸成され、多くの事業や催しに参加しています。			○							
1-3-4 子育ての経済的負担の軽減	保護者の経済的負担が軽減されています。			○							
1-3-5 発達に気になる子どもへの支援	乳幼児期から、ライフステージを通じて一貫した支援を受けることができます。			○							
1-3-6 子どもの人権擁護	子どもの権利が守られ、生活できています。		○	○							
1-4-1 高齢者の健康対策と社会参加の促進	高齢者が健康を維持し続けるための取り組みを行っています。高齢者が就労や交流等で、社会参加を活発に行っています。	○	○		○						
1-4-2 介護予防の推進	介護予防への取り組みにより、高齢者が地域で自立して生活できています。				○						
1-4-3 高齢者福祉の担い手育成	高齢者福祉サービスの担い手が充足し、相互扶助が行われています。				○						

※健康都市プログラム関連施策

- 1-1: 体の元気まる作戦、1-2: 心の元気まる作戦、1-3: 子どもの元気まる作戦、1-4: あたまの元気まる作戦
- 2-1: みんなのぬくもりいっぱい作戦、2-2: まちのやさしさいっぱい作戦、2-3: 活動の楽しさいっぱい作戦
- 3-1: 住環境の魅力たっぷり作戦、3-2: 人へのやさしさたっぷり作戦、3-3: 環境への思いやりたっぷり作戦
- 4: 「健康都市」の推進とPR(第5章)

第五次総合計画		健康都市プログラム関連施策									
基本事業	基本事業の意図	1-1	1-2	1-3	2-1	2-2	2-3	3-1	3-2	3-3	4
1-4-4 高齢者福祉・介護サービスの充実	高齢者が、住み慣れた地域で生活できるよう、福祉・介護サービスが提供されています。				○						
1-4-5 地域包括ケアシステムの推進	支援や介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で生活できるよう、医療、介護、介護予防、住宅、地域生活支援サービスが個々のニーズに応じて提供されています。 高齢者の人権が尊重され、安心して暮らしています。		○		○						
1-5-1 障がい者の社会参加の促進	障がい者が自立し社会参加ができるよう、介護給付、就労支援などの様々なサービスが提供されています。				○						
1-5-2 障がい者の自立支援	行政・ボランティアの支援などにより、障がい者の行動範囲が広がるなど、自立が促進されています。				○						
1-5-3 障がい者の人権擁護	障がい者の人権が尊重されています。 養護者に対する支援が行われています。				○						
1-6-1 地域福祉活動の推進	関係者が相互に連携し、地域福祉活動が活性化しています。 地域社会を担う人材の発掘・育成ができています。				○		○				
1-6-2 災害時要援護者への支援	災害時に、手助けが必要な方が把握され、地域ぐるみでの支援が行われる体制が整っています。				○				○		
1-6-3 生活困窮者への支援	生活困窮者に対し、適切に福祉サービスが提供されています。										
2-1-1 道徳性・社会性の向上	道徳性・道徳的実践力が向上しています。 不登校となる児童生徒が減少しています。 いじめや不登校となった児童生徒・保護者に対して適切な支援ができています。		○	○							
2-1-2 健康教育の推進	児童生徒の健康が管理され、体力が向上しています。	○		○							
2-1-3 学校教育における食育の推進	食に対する基礎知識を習得し、健康的な食習慣が形成されています。			○							
2-2-1 学力の定着	分かりやすい授業を受け、理解度が高まっています。			○							
2-2-2 個に応じたきめ細やかな指導の充実	個に応じた支援を行い、成長段階に応じた教育が受けられています。			○							
2-2-3 特色ある学校づくりの推進	各学校で創意工夫を活かした教育活動が展開され、地域の特性を活かした特色のある学校づくりが進んでいます。			○							
2-2-4 教職員の資質向上	教職員の資質の向上が図られ、児童生徒がより良い指導を受けられています。			○							
2-2-5 教育環境の整備	児童生徒が安全で快適な教育環境で学んでいます。			○							
2-3-1 家庭教育力の充実	家庭教育力が高まり、家庭内で発達段階に応じた教育が適切にされています。			○							

第五次総合計画		健康都市プログラム関連施策									
基本事業	基本事業の意図	1-1	1-2	1-3	2-1	2-2	2-3	3-1	3-2	3-3	4
2-3-2 地域教育力の充実	地域での教育活動が活発にされています。			○			○				
2-3-3 学校・家庭・地域の連携	学校・家庭・地域の交流や教育支援が活発に行われています。			○			○				
2-3-4 就園・就学の支援	保護者の経済的な負担が軽減され、就園・就学ができています。			○							
2-4-1 生涯学習活動の参加促進	市民ニーズに応じた、様々な生涯学習の機会が提供され、市主催の講座・教室に多くの市民が参加しています。		○				○				
2-4-2 生涯学習情報の提供	生涯学習に関する情報の収集、一元的な提供が充実しています。市民参加による実施体制が整っています。		○								
2-4-3 生涯学習施設の利用促進	生涯学習に関する施設が整備され、多くの市民に利用されています。		○								
2-4-4 読書環境の整備	図書館が充実し、多くの市民に利用されています。		○	○			○				
2-5-1 文化財の保存と継承	文化財の保存活動を通じて、尾張文化財、伝統文化の保存・継承されています。歴史講座等を通じて文化財や史跡への関心が高まり、保存と公開が進められています。		○								
2-5-2 地域文化活動団体の育成	市民が主役となった地域文化活動が行われています。支援組織やボランティアが育成されています。		○				○				
2-5-3 芸術文化活動の環境整備	市民の芸術文化鑑賞・発表の機会と場が提供され、活動が活発に行なわれています。		○								
2-6-1 スポーツ活動の参加促進	市民がスポーツ活動を行う機会が充実し、参加が促進されています。	○									
2-6-2 スポーツ団体・指導者の育成	スポーツの活動団体や指導者が育成され、スポーツ活動が活発になっています。	○					○				
2-6-3 スポーツ活動の環境整備	スポーツ活動に関する施設や設備が充実し、多くの市民が利用しています。	○									
3-1-1 良好な市街地の形成	計画的な市街地整備が進められています。市街地整備の推進によって秩序ある街並みが形成されています。							○			
3-1-2 公園等によるうるおいのある空間づくり	うるおいとやすらぎを与える市街地空間が形成され、安全で快適に利用できるよう維持管理されています。							○			
3-1-3 都市景観の向上	美しい街並みが形成されています。						○	○			
3-1-4 市営住宅の適切な管理	市営住宅が適切に維持管理されています。										
3-2-1 公共交通による移動手段の確保	公共交通網が整備され、移動手段が確保されています。					○		○			

第五次総合計画		健康都市プログラム関連施策									
基本事業	基本事業の意図	1-1	1-2	1-3	2-1	2-2	2-3	3-1	3-2	3-3	4
3-2-2 駅・駅周辺施設の整備	駅、駅前広場、バス停、タクシー乗り場などが整備され、乗り継ぎが円滑にできています。駅・駅周辺施設が整備されています。					○		○		○	
3-2-3 交通バリアフリーの推進	駅や道路が、人にやさしい構造になっています。					○					
3-2-4 幹線道路整備の推進	幹線道路が整備され、円滑に移動可能な道路が増えています。							○			
3-2-5 生活道路の整備と維持管理	生活道路が、誰もが安全に利用できるように維持管理されています。					○		○			
3-3-1 安定供給の向上	安全で安定した水道水が常に供給されています。震災時でも安定して水道水が供給されています。							○			
3-3-2 健全な上水道経営の推進	上水道事業の経営が健全に行われています。										
3-3-3 水の有効利用の促進	水資源の大切さが理解され、有効に水が使われています。									○	
3-4-1 污水管の整備促進	污水管の整備により、公共下水道に接続できる地区が増えています。							○		○	
3-4-2 処理施設の整備と維持管理	下水処理施設の処理能力が確保され、適切な維持管理により、良好な污水处理がされています。							○		○	
3-4-3 管渠施設の維持管理	管渠施設が適切に維持管理されています。							○		○	
3-4-4 水洗化の普及促進	水洗化の普及促進の取り組みにより、水洗化する世帯が増えています。							○		○	
3-5-1 排水施設の整備・維持管理	排水施設が整備され、浸水しにくくなっています。既存の排水施設が適切に維持管理されています。							○	○		
3-5-2 河川の整備	河川が計画的に整備されています。							○			
4-1-1 防災・減災意識の高揚	市民一人ひとりの防災・減災意識が高まり、災害時に自発的に行動できるようになっています。								○		
4-1-2 災害情報システムの充実	災害情報が適切に収集され、伝達されています。								○		
4-1-3 避難生活の支援	避難所が確保され、食糧等の備蓄がされています。								○		
4-1-4 防災体制の充実	災害発生時に迅速に対応できる体制が整っています。								○		
4-2-1 火災予防体制の充実	火災の未然防止や初期消火を行うことができる市民が増えています。								○		
4-2-2 消防力の強化	消防機械・器具・施設及び職員・団員が強化され、多様化する火災に対応できています。						○		○		
4-2-3 救急・救助体制の充実	消防署・救急隊員・救急設備などの救命体制が充実し、救命率の向上が図られています。	○							○		
4-3-1 交通安全意識の高揚	市民一人ひとりの交通安全意識が高まり、交通マナーが守られています。								○		

第五次総合計画		健康都市プログラム関連施策									
基本事業	基本事業の意図	1-1	1-2	1-3	2-1	2-2	2-3	3-1	3-2	3-3	4
4-3-2 市民参加の交通安全活動の推進	市民参加の交通安全活動が積極的に行われています。								○		
4-3-3 交通安全環境の整備	交通安全環境が良好に整備され、事故が起きにくい道路になっています。					○			○	○	
4-3-4 高齢者の交通事故対策の推進	高齢者が事故を起こさず、事故にあわないようになっています。								○		
4-4-1 防犯意識の高揚	犯罪に遭わないように、自衛や未然防止の意識が高まっています。								○		
4-4-2 地域ぐるみでの防犯体制の充実	地域住民と連携した防犯体制がととのっています。								○		
4-4-3 青少年の非行防止対策の推進	地域一体となった青少年非行防止対策が推進され、補導件数や迷惑行為が少なくなっています。	○	○						○		
4-4-4 防犯施設の整備充実	防犯施設が整備されています。								○		
4-5-1 賢い消費者の育成	消費生活に関する知識を身につけ、被害の未然防止や被害の軽減が図られています。						○				
4-5-2 消費生活相談の充実	被害が未然に防止され、被害に遭った場合には、解決へする方法を知ることができ、保護されています。						○				
4-5-3 専門的な市民相談窓口の充実	気軽に相談できる窓口を設置することにより、市民が安心して日常生活を送ることができています。	○					○				
4-5-4 相談窓口の周知	消費生活トラブルや様々なトラブルについての相談先が周知されています。	○					○				
5-1-1 資源循環型社会の啓発	市民・事業者が、資源循環の必要性・重要性を理解して行動しています。									○	
5-1-2 発生抑制の推進	ごみの発生抑制（リデュース）が推進されています。									○	
5-1-3 資源化の推進	資源化（リサイクル）が推進されています。									○	
5-1-4 再使用の推進	再使用（リユース）が推進されています。									○	
5-1-5 ごみ収集処理体制の整備	市民・事業者が正しくごみを排出し、きちんと収集されています。ごみ収集・処理の体制が整備されています。									○	
5-2-1 環境保全のための教育・学習・実践	市民が、環境に関する正しい知識・認識を身につけています。									○	
5-2-2 省エネ・再生可能エネルギーの利用促進	省エネルギー、再生可能エネルギー設備を活用する市民が増加しています。									○	
5-2-3 総合的な環境行政の推進	行政として、環境に対する具体的な取り組み姿勢を示し、積極的に環境保全に努めています。									○	
5-3-1 緑・水辺の保全	緑や水辺が保全されています。						○			○	
5-3-2 緑の創出と育成	緑化の推進により、身の回りの緑が増えています。						○			○	
5-3-3 緑・水辺とふれあえる場づくり	自然・動植物・水辺に親しむことができます。	○					○	○			

第五次総合計画		健康都市プログラム関連施策									
基本事業	基本事業の意図	1-1	1-2	1-3	2-1	2-2	2-3	3-1	3-2	3-3	4
5-3-4 市民参加による緑・水辺環境の保全	市民参加により緑、河川、ため池を保全する運動が推進されています。						○	○			
5-4-1 地域住民による生活衛生環境の保全	地域住民の手で生活衛生環境が保全されています。						○			○	
5-4-2 生活衛生環境の向上支援	市民が、生活衛生環境を保つための支援が受けられています。							○		○	
5-4-3 公害の防止	公害が防止されています。									○	
5-4-4 墓園の管理	墓園が適切に維持管理され、利用できるようになっています。										
5-4-5 し尿処理施設の管理	し尿処理を安定して行うことができるよう、施設が効率的に管理されています。									○	
6-1-1 地域商業の活性化	商店の魅力向上や市民の市内購買力向上により、市内で買い物をする人が増加しています。						○				
6-1-2 事業者への支援	経営支援により、市内事業者の経営力が向上しています。										
6-2-1 地域工業の活性化	市内大規模工場が安定的に事業運営をしています。						○				
6-2-2 事業者への支援	新規創業や継続操業のための支援等を活用し、事業の継続、規模の拡大がされています。										
6-3-1 農地の保全	農地が保全されています。							○		○	
6-3-2 農業基盤の充実	持続的な農業経営のために、農業の担い手の育成や農業用水路等の生産基盤が計画的に更新されています。							○		○	
6-3-3 都市型農業の推進	特産品が認知され、地産地消による食育が推進されています。生産者との交流を通して、農業を身近に感じる市民が増えています。		○	○				○			
6-4-1 福利厚生への充実	市内の在勤在住就業者に対する福利厚生のための施設やメニューが充実しています。		○								
6-4-2 自己研さん機会の提供	市内の在勤在住就業者の自己研さんの機会が提供され、受けられます。		○								
6-4-3 雇用・就業者対策の推進	雇用・就業者のための相談体制が充実しています。										
7-1-1 地域コミュニティの活性化	地域での活動に参加する市民が増え、地域活動が活発に行われています。		○				○				
7-1-2 コミュニティ施設の整備と利用促進	コミュニティ活動の拠点が整備され、活発に利用されています。						○				
7-1-3 ボランティア・市民活動の支援	新たなコミュニティ活動として、多様なボランティアや市民活動団体が形成され、活動が活発に行われています。						○				
7-2-1 イベントを通じたふれあいの推進	各種イベントを通じて市民相互のふれあいが盛んになっています。		○				○				

第五次総合計画		健康都市プログラム関連施策									
基本事業	基本事業の意図	1-1	1-2	1-3	2-1	2-2	2-3	3-1	3-2	3-3	4
7-2-2 観光・レクリエーション資源の充実	観光・レクリエーション資源が充実し、市民や来訪者が親しみを持てるまちになっています。		○				○				
7-2-3 国際交流・地域間交流の推進	国際交流・地域間交流が活発に行われ、外国や他地域との相互理解が深まっています。		○				○				
7-3-1 男女共同参画意識の啓発と普及	男女共同参画意識が定着しています。						○				
7-3-2 男女共同参画に関わる行政の環境整備	行政における推進体制が整備されています。										
8-1-1 行政情報の提供	積極的な行政情報の提供により、市民から市政に対する理解が得られています。										○
8-1-2 広聴機会の充実	広聴の機会が充実し、市民の要望が的確に把握できています。										
8-1-3 情報公開と個人情報保護	情報が適正に保護・公開され、透明性の高い市政運営が行われています。										
8-1-4 市の魅力の発信	市の魅力が積極的に発信され、認知されています。										
8-2-1 効果的・効率的な行政運営	効果的・効率的な行政運営が行われ、市民サービスが向上しています。										○
8-2-2 健全な財政運営	適切な予算編成・執行がなされ、持続可能な財政運営がなされています。										
8-2-3 市民の財政理解の推進	市民が市の財政状況を理解しています。										
8-2-4 広域行政の推進	近隣市との連携により、効率的かつ利便性の高い市民サービスが提供されています。										
8-2-5 情報化の推進	ICTを活用した市民サービスの向上と業務の効率化・迅速化が図られています。										○
8-2-6 公共施設の効率的な配置	公共施設が効率的に配置されています。										
8-3-1 組織力の向上	行政課題の解決に向け、組織が活動できるよう、組織力が向上しています。 組織間の連携が図られ、分野横断的な取り組みが進んでいます。										
8-3-2 適正な人事管理	定員の適正化が図られています。 適材適所の人材が確保・配置されています。 職員の意欲向上が図られる人事制度になっています。										
8-3-3 人材の育成	効果的な人材育成が実施され、職員の資質が向上しています。										○
8-3-4 安全衛生の確保	安全衛生に適切に対処し、職員が健康で安心して働くことができます。										

2

「健康都市」への取組の経過

年度	月	内容
平成15年度	—	「健康づくりのまちづくり」を市の最重点施策の一つに位置づける
平成16年度	6月	WHO西太平洋地域「健康都市連合」の加盟を承認される
	8月	「健康都市宣言大会」を開催し、「健康都市 尾張旭」を宣言 ◆毎年4月29日を「尾張旭市 健康の日」に制定
	10月	健康都市連合設立総会出席（マレーシア・クチン市）
平成17年度	4月	企画部秘書広報課（現在の秘書課）に「健康都市推進室」を設置
		健康都市連合日本支部設立首長会議出席（沖縄県平良市（現在の宮古島市））
		第1回あさひ健康フェスタ（4月29日「尾張旭市 健康の日」）開催
	7月	第1回健康都市連合日本支部総会及び大会出席（千葉県市川市）
	12月	「尾張旭市健康都市プログラム」策定
平成18年度	1月	「尾張旭市健康都市プログラム 概要版」を市内全戸配布
	7月	第2回健康都市連合日本支部総会及び大会出席（千葉県市川市）
平成19年度	7月	第3回健康都市連合日本支部総会及び大会開催（尾張旭市）
	3月	健康都市連合より「健康都市アワード2007」受賞
平成20年度	7月	第4回健康都市連合日本支部総会及び大会出席（岐阜県多治見市）
	10月	第3回健康都市連合国際大会出席（千葉県市川市） ◆健康都市連合から2賞受賞 （グッドダイナミック賞・クリエイティブデベロップメント賞）
平成21年度	8月	第5回健康都市連合日本支部総会及び大会出席（愛知県大府市） ◆健康都市連合日本支部長に選任（任期1年）
	3月	「尾張旭市の健康都市づくり～これまでの取り組みのまとめ～」を公表
平成22年度	8月	第6回健康都市連合日本支部総会及び大会出席（静岡県袋井市）
	10月	第4回健康都市連合国際大会出席（韓国ソウル特別市・江南区） ◆健康都市連合から2賞受賞 （ストロングアクション賞・クリエイティブデベロップメント賞）
	11月	WHOグローバルフォーラム出席（兵庫県神戸市）
平成23年度	8月	第7回健康都市連合日本支部総会及び大会出席（愛知県名古屋市）
	12月	第6回アジア地域ESTフォーラム及び都市モビリティ・インド2011会議出席（インド・ニューデリー市） ◆健康都市連合、UNCRD（国連地域開発センター）の依頼により市営バス「あさひ号」の取組を発表
平成24年度	8月	第8回健康都市連合日本支部総会及び大会出席（神奈川県大和市）
	10月	第5回健康都市連合国際大会出席（オーストラリア・ブリスベン市） ◆WHOから2賞受賞 （WHO西太平洋地域事務局長特別賞・ベストプラクティス賞） ◆健康都市連合から3賞受賞 （ストロングアクション賞・クリエイティブデベロップメント賞2賞）
	1月	第9回健康都市連合日本支部大会イベント参加（愛知県北名古屋市）
平成25年度	7月	第9回健康都市連合日本支部総会及び大会出席（愛知県北名古屋市）
	3月	「尾張旭市健康都市プログラム（改訂版）」策定

3 尾張旭市健康都市推進本部設置要綱

尾張旭市健康都市推進本部設置要綱

(設置)

第1条 尾張旭市が積極的に推進する健康都市に関する施策を、全庁挙げて総合的に展開するため、尾張旭市健康都市推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 健康都市に係る施策の総合的な企画、調整、プログラムの策定及び推進に関すること。
- (2) 健康都市に係る各種調査、研究及び啓発に関すること。
- (3) その他健康都市の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(本部長)

第4条 本部長は、会務を総理する。

- 2 本部長に事故あるときは、あらかじめ本部長が指名する本部員が、その職務を代理する。

(本部会議)

第5条 推進本部に、本部会議を置く。

- 2 本部会議は、健康都市推進のための施策方針及び必要な事項等を協議・決定する。
- 3 本部会議は、本部長及び本部員をもって構成する。
- 4 本部会議は、本部長が召集する。

(推進委員会)

第6条 推進本部に推進委員会を置く。

- 2 推進委員会は、別表2に掲げる者をもって構成する。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 推進委員会は、委員長が召集し、健康都市に関する施策の企画、調査、研究及び啓発等に関する事項について協議し、これを本部会議に報告する。また、本部会議が決定した施策の推進に関し、必要な事項を処理する。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、企画部秘書課健康都市推進室において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月22日から施行する。

別表 1 推進本部員

区 分	職 名	氏 名
本部員	副市長	秋田 誠
本部員	教育長	玉置 基
本部員	企画部長	川原 芳久
本部員	総務部長	森 修
本部員	市民生活部長	加藤 雄二
本部員	健康福祉部長	若杉 浩二
本部員	都市整備部長	長江 均
本部員	消防長	角谷 昭彦
本部員	教育部長	長江 建二
本部員	議会事務局長	森 重憲
本部員	監査委員事務局長	竹内 剛

別表 2 推進委員会委員

区 分	職 名	氏 名
委員長	生涯学習課長	平野 良子
委員	情報課広報係長	大東 恭子
委員	企画課長補佐	山本 和男
委員	災害対策室副主幹	周防 康尚
委員	市民活動課長補佐	三浦 明美
委員	産業課長補佐	出口 哲朗
委員	環境課長補佐	森田 大輔
委員	長寿課長補佐	西尾 哲弥
委員	こども課副主幹	小島 麻紀
委員	健康課副主幹	川原 尚子
委員	都市整備課長補佐	松田 治仁
委員	都市計画課長補佐	伊藤 秀記
委員	学校給食センター学校給食係長	二村 正篤
委員	学校教育課学校教育係長	豊田 定史
委員	文化スポーツ課長補佐	岡田 和也

4 健康都市に関する懇談会開催要綱

健康都市に関する懇談会開催要綱

(趣旨)

第1条 すべての市民がいつまでも健康で、安心して生活ができる健康都市を 目指して実施する 施策を推進することを目的として、健康都市に関する懇談会（以下「懇談会」という。）を開催 する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について協議、検討を行う。

- (1) 健康都市に係る施策の推進に関すること。
- (2) 健康増進活動についての情報交換に関すること。

(構成)

第3条 懇談会は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 市民団体等から推薦を受けた者
 - (3) 市民から公募した者
- 2 懇談会は、構成員の中から、座長を依頼する。
- 3 座長に事故あるときは、あらかじめ座長が指名した構成員がその職務を代理する。
- 4 懇談会は、必要に応じ関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第4条 懇談会の庶務は、企画部秘書課健康都市推進室において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、懇談会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

平成 26 年 3 月 31 日現在

健康都市に関する懇談会構成員名簿

(敬称略)

氏 名	所 属 等
◎ 古橋 エツ子	名古屋経営短期大学
山下 昌代	尾張旭市商工会
谷口 悦子	J Aあいち尾東
屋田 利雄	尾張旭市スポーツ推進委員会
間瀬 多栄子	尾張旭市健康づくり推進員会
田中 裕子	尾張旭市教育委員会養護教諭部会
梅津 三男	尾張旭市自治連合協議会
奥村 紀代子	尾張旭市地域活動連絡協議会
辻 正昭	尾張旭市シニアクラブ連合会
堀部 茂樹	尾張旭市社会福祉協議会
鈴木 幸恵	公募
跡部 義弘	公募

◎座長

5 健康都市連合国際大会等受賞歴

年度	大会	授与者	受賞名	受賞内容
平成18年度	第2回国際大会	健康都市連合	グッドプラクティス賞	健康都市プログラム（リーディングプラン）に沿った健康都市づくり
			プロGRESS賞	健康都市の進捗状況（チェックリスト）
平成19年度	———	健康都市連合	健康都市アワード2007	組合施行による土地区画整理事業
平成20年度	第3回国際大会	健康都市連合	クリエイティブデベロップメント賞	市営バス「あさび一号」の取組～人とまちの健康の融合につながる移動手段の確保について～
			グッドダイナミック賞	健康都市の進捗状況（チェックリスト）
平成22年度	第4回国際大会	健康都市連合	クリエイティブデベロップメント賞	尾張旭市の健康都市づくりの評価
			ストロングアクション賞	健康都市の進捗状況（チェックリスト）
平成24年度	第5回国際大会	WHO	WHO西太平洋地域事務局長特別賞	長年にわたる健康都市の継続的な優れた取組
			ベストプラクティス賞	環境持続型健康推進都市交通システム～住民の交通手段、市営バス「あさび一号」～
		健康都市連合	クリエイティブデベロップメント賞	健康あさひ21計画による生活習慣病予防の取組
			クリエイティブデベロップメント賞	大規模災害に備えるための災害対策（輪島市との災害協定）
			ストロングアクション賞	健康都市の進捗状況（チェックリスト）